

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公開番号】特開2019-42356(P2019-42356A)

【公開日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-011

【出願番号】特願2017-170921(P2017-170921)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月26日(2020.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

音量の調整が可能な調整手段を備えた遊技機であって、

遊技者が認識可能に前記遊技機を振動させることができあり、

前記遊技機における演出の設定をすることが可能な演出設定手段をさらに備え、

前記調整手段は、

遊技の演出に関する音の音量の段階を、無音に対応する所定段階に調整することが可能であり、

遊技者が操作不能となる位置に設けられ、遊技の演出に関する音の音量の段階を、前記所定段階に調整することが可能である内部調整手段と、

遊技者が操作可能となる位置に設けられ、遊技の演出に関する音の音量の段階を調整することは可能であるが、前記所定段階に調整することが不能である外部調整手段とを含み、

音量の段階が前記所定段階に調整されているときは、前記遊技機を振動させることを禁止し、

前記演出設定手段は、

前記演出の設定として、音の制御に関連する設定をすることが可能であり、

音量の段階が前記所定段階に調整されているときは、遊技の演出に関する音の制御に関連する設定を不能な状態とし、

異常が生じたときに出力されるエラー報知音は、音量の段階が前記所定段階に調整されても、特定の音量で出力される、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

(A) 音量の調整が可能な調整手段を備えた遊技機であって、

遊技者が認識可能に前記遊技機を振動させることができあり、

前記遊技機における演出の設定をすることが可能な演出設定手段をさらに備え、前記調整手段は、

遊技の演出に関する音の音量の段階を、無音に対応する所定段階に調整することが可能であり、

遊技者が操作不能となる位置に設けられ、遊技の演出に関する音の音量の段階を、前記所定段階に調整することが可能である内部調整手段と、

遊技者が操作可能となる位置に設けられ、遊技の演出に関する音の音量の段階を調整することは可能であるが、前記所定段階に調整することが不能である外部調整手段とを含み、

音量の段階が前記所定段階に調整されているときは、前記遊技機を振動させることを禁止し、

前記演出設定手段は、

前記演出の設定として、音の制御に関する設定をすることが可能であり、

音量の段階が前記所定段階に調整されているときは、遊技の演出に関する音の制御に関する設定を不能な状態とし、

異常が生じたときに出力されるエラー報知音は、音量の段階が前記所定段階に調整されても、特定の音量で出力される。

(1) 音量の調整が可能な調整手段（たとえば、遊技者が操作可能な遊技機の外部の音量調整ボタン 84、遊技機の内部の演出制御基板 80 の音量設定スイッチ 83）を備えた遊技機（たとえば、パチンコ遊技機 1、スロットマシン）であって、

遊技の演出として遊技者が認識可能に当該遊技機を振動させることができ（たとえば、バイブレータ用モータ 126 で振動させる）、

前記調整手段は、少なくとも遊技の演出に関する音の音量の段階を、無音に対応する所定段階（たとえば、音量 0）に調整することが可能であり（たとえば、演出制御用マイクロコンピュータ 100、図 20 のステップ S913、ステップ S914）、

前記調整手段によって音量の段階が前記所定段階に調整されているときは、当該遊技機を振動させることを禁止する（たとえば、演出制御用マイクロコンピュータ 100、図 20 のステップ S916）。